

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画豊岡地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	豊岡地区地区計画
	位 置	合志市豊岡字須屋久保1900番43 他1筆
	面 積	約0.3ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は、西側にはみずき台、南側は市街化区域のすずかけ台団地といった大型団地と近接した既存の集落内にあり、住宅地としての利用が期待されている。周囲は住宅地としての利用が進んできており、周辺と調和のとれた土地利用が望まれているので、本地区に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課題に対応した土地利用、さらに本市の活性化を図っていくことを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	接続道路については、既設市道黒石原14号線を幅員6mに拡幅し、幅員8mの市道建山・黒石原線と接続する。区域内には幅員6mの街区道路を整備する。 また、区域の北側に約190㎡の公園を設ける。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路	道路延長 街区道路 接続道路	合計約184.75m 幅員6m 幅員8m
		公園・緑地	公園		約190㎡の公園を区域北側に設ける
区	建築	地区の区分	区分の名称	一般住宅 (建売住宅)	
			区分の面積	約0.28ha 計画面積中住宅地の面積	
整備	計画	等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅に限る	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る
			建築物等の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10	
			建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10	
			建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	
			建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
			建築物の高さの最高限度	10m以下	
			建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、境界までの距離を1m以上とする	
			垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
			備考		

区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり